

食品安全委員会（第740回会合）議事概要

日 時：平成31年4月23日（火） 14：00～14：53

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 5名出席

傍聴者：報道 3名、行政機関 11名、一般 3名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 5品目

〔1〕 ジエトフェンカルブ 〔2〕 ピカルブトラゾクス

〔3〕 ピジフルメトフェン 〔4〕 ピリミジフェン

〔5〕 ベンチアバリカルブイソプロピル

（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省及び担当の吉田（緑）委員から説明。

農薬「ジエトフェンカルブ」、「ピカルブトラゾクス」及び「ベンチアバリカルブイソプロピル」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において必要な審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

農薬「ピリミジフェン」及び「ピジフルメトフェン」については、農薬専門調査会で審議することとなった。

・遺伝子組換え食品等 2品目

〔1〕 JPBL003株を利用して生産されたβ-ガラクトシダーゼ

〔2〕 GLU-No. 10株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム

（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

（2）器具・容器包装専門調査会における審議結果について

・「食品衛生法第18条第3項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量」に係る食品健康影響評価に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→佐藤委員長及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入る

こととし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を器具・容器包装専門調査会に依頼することとなった。

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「アモキシシリン水和物を有効成分とする牛及び豚の注射剤（アモスタック LA 注）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「豚コレラ経口生ワクチンを摂取したいのししに由来する食品の安全性」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、本製剤を摂取したいのししに由来する食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・特定保健用食品「健やかごま油」について

→事務局から説明。

本件については、新開発食品専門調査会におけるものと同じ結論、「提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断した。ただし、医薬品全般を対象とする必要はないものの、薬物相互作用が否定できない抗凝固薬（ワルファリン等）については、服用者及び医療従事者への情報提供のための注意喚起表示が必要である。加えて、12週間連続摂取試験において、摂取前と比べて12週目における1日当たりのエネルギー摂取量の増加が認められていることから、過剰摂取を避けるためのより明確な注意喚起表示が必要である。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

(5) 鉛ワーキンググループの設置について

→事務局から説明。

案のとおり、委員会の下に、「鉛ワーキンググループ」を設置する

こととなった。